

キレンゲショウマ保護推進指針

1 保護の目標

本種は高さ 100cm 内外になる大型の多年草であるが、比較的乾燥した急峻な岩屋では高さ 50cm 程度となる。葉は手のひらのように浅く切れ込み、長さ、幅ともに 10cm 程度で、下部のものは長い葉柄がある。淡黄色でラッパ状のやや大きな花を7月から8月に開く。紀伊半島、中国、四国、九州の深山にまれに生育する。産地が冷温帯の石灰岩地に限られ、水はけがよい岩れきの多い落葉樹林内に生育する。本県でも数ヶ所に産地に限られ、個体数もきわめて少ない。花が美しいので、登山者（特に山草業者や愛好家）による採取で個体数が激減した。また、ニホンジカによる食害が激しいことも希少になった大きな要因である。

このようなことから、本種の生育状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、主要な生育地においては、生育環境の保全等を図るとともに、採取・損傷の防止策を講ずること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を推進する。

2 保護の推進に関する方針

(1) 生育状況等の把握・モニタリング

本種の保護施策を適切かつ効果的に実施するため、現在把握している生育地において、生育箇所数、個体数の現状及び増減、生育地及びその周辺の植生の遷移等、本種の生育状況並びに生育環境等に関する調査を継続的に行う。あわせて、本種の希少になった要因の一つが、ニホンジカによる食害の影響であることを踏まえ、生息地及びその周辺のニホンジカの生息状況等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

また、他県、研究機関若しくは保護活動団体の調査研究成果及び前述の調査結果を踏まえ、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその現状の把握に努める。

(2) 生育地における生育環境の保全

本種の生育環境は冷温帯の石灰岩地であり、本種の自然状態での安定した存続のためには、非常に脆弱な生育基盤を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。また、生育地へのニホンジカの侵入を防ぐことが必要である。

このため、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮して、生育環境の維持・改善のための適切かつ効果的な取組を検討する。

また、本種の生育が明らかな地域及びその周辺地域においては、土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生育に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 生育地における採取・損傷の防止

本種は生育地が極めて限定的であり、個体数も少ないため、採取・損傷されると再生がより困難となる。このことから、採取・損傷や生育地への不用意な立入等、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生育地における希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体による巡視や、侵入防止柵又は制札等の整備等、人為的影響の軽減策について検討、実施する。

また、本種の希少性に目を付けた業者やマニアによる販売・鑑賞目的の採取も憂慮されることから、必要に応じて、具体的な生育地情報については保護上非公開とする。

(4) 普及啓発の推進

本種の保護施策を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関、県民、旅行者及び滞在者等に対し、本種の生育状況、生物学的特性、保護の必要性及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を幅広く働きかける。特に、本種の希少になった要因に過剰な採取、ニホンジカによる食害等があることを、県民、旅行者及び滞在者に周知するよう努める。

また、民間団体や関係機関等の協力を得て、本種及び本種の保護に理解を深めるための学習会の開催等の取組を行い、生育地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

3 保護の推進に関する重要事項

本種の保護施策の実施に当たっては、生育地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動団体などのほか、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生育地を巡視しその採取等を防止する希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体との連携を図る。